資料1-3

令和4年

第2回大阪広域水道企業団議会 (8月臨時会)

提出議案

(第1号議案) (第1号報告~第2号報告)

目 次

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件・・・・・・ 1
令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・・ 9
令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・ 12

第1号議案

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例 (平成23年 大阪広域水道企業団条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

に下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
ア (略)	ア (略)
	(ア) 企業長が任命する職 (以下 「特定職」という。) に引き続き 在職した期間が1年以上である非 常勤職員
(ア) を育する子(育児休業法第する子(育る子の養育する子(育る子の養育する子の養育などの人ののは、一次ののは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次ののののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、一次のののでは、まれば、一次のののでは、一次のののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次ののでは、一次では、一次のでは、一次のでは、一次では、一次のでは、これでは、これでは、これでは、これ	(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する6年では、1000年の11日では、1000年の11日では、100日では

(イ) (略)

イ・ウ (略)

<u>(ウ)</u> (略)

イ・ウ (略)

第14条 (略)

第14条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第15条 企業長は、職員が企業長に対し、 当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は 出産したことその他これに準ずる事実を 申し出たときは、当該職員に対して、育 児休業に関する制度その他の事項を知ら せるとともに、育児休業の承認の請求に 係る当該職員の意向を確認するための面 談その他の措置を講じなければならな い。
- 2 企業長は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条 企業長は、育児休業の承認の請求 が円滑に行われるようにするため、育児 休業に係る勤務環境の整備に関する措置 を講じなければならない。

<u>第17条</u> (略)

<u>第15条</u> (略)

第2条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれ</u> <u>かに該当するもの</u> 以外の非常勤職員	(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職</u> <u>員</u> 以外の非常勤職員
ア (略)	ア (略)
(ア) その養育する子(育児休業法	(ア) その養育する子(育児休業法

第2条第1項に規定する子をい う。以下同じ。)が1歳6か月に 達する日(以下「1歳6か月到達 日」という。) (当該子の出生の 日から第4条に規定する期間内に 育児休業をしようとする場合にあ っては当該期間の末日から6月を 経過する日、第2条の4の規定に 該当する場合にあっては当該子が 2歳に達する日)までに、その任 期(任期が更新される場合にあっ ては、更新後のもの)が満了する こと及び引き続いて企業長が任命 する職(以下「特定職」とい う。) に採用されないことが明ら かでない非常勤職員

(イ) (略)

イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職</u> <u>員</u>

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。) において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の 期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に 該当する非常勤職員(その養育する 子が1歳に達する日(以下「1歳到 達日」という。)(当該子について 当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳 到達日後である場合にあっては、当 該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。) 業の期間の初日とする育児休業を しようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1) · (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、企業長が別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

 ウ その任期の末日を育児休業の期間 の末日とする育児休業をしている非 常勤職員であって、当該育児休業に 係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職 に引き続き採用されることに伴い、 当該任期の末日の翌日又は当該引き 続き採用される日を育児休業の期間 の初日とする育児休業をしようとす るもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 (略)

(1) • (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまで の子を養育するため、非常勤職員が当 該子の1歳到達日(当該子を養育する 非常勤職員が前号に掲げる場合に該当 してする育児休業又は当該非常勤職員 の配偶者が同号に掲げる場合若しくは これに相当する場合に該当してする地 方等育児休業の期間の末日とされた日 が当該子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日(当該 育児休業の期間の末日とされた日と当 該地方等育児休業の期間の末日とされ た日が異なるときは、そのいずれかの 日))の翌日(当該子の1歳到達日後 の期間においてこの号に掲げる場合に 該当してその任期の末日を育児休業の 期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員であって、当該任期が更新 され、又は当該任期の満了後に特定職 に引き続き採用されるものにあって は、当該任期の末日の翌日又は当該引 き続き採用される日)を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようとす <u>る場合であって、</u>次に掲げる場合のい ずれにも該当するとき 当該子の1歳 6か月到達日

げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされたの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

<u>ウ</u> (略)

工 当該子について、当該非常勤職員 が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当して する育児休業の期間の末日とされた 日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた 日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常 勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌 該当する場合(当該子についてこの条の 規定に該当して育児休業をしている場合 であって次条第7号に掲げる事情に該当 するときは第2号及び第3号に掲げる場 合に該当する場合、企業長が別に定める 特別の事情がある場合にあっては同号に 掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6 か月到達日の翌日(当該非常勤職員の 配偶者がこの条の規定に該当し、又は これに相当する場合に該当して地方等 育児休業をする場合にあっては、当該 地方等育児休業の期間の末日とされた 日の翌日以前の日)を育児休業の期間 の初日とする育児休業をしようとする 場合

(2) • (3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員 が当該子の1歳6か月到達日後の期間 においてこの条の規定に該当して育児 休業をしたことがない場合

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 (略)

 $(1)\sim(4)$ (略)

日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

<u>(1)</u>·<u>(2)</u> (略)

(既にした育児休業から除かれる最初の 育児休業の期間)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書 の条例で定める期間は、子の出生の日か ら起算して57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第 4 条 (略)

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、1月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により企業長に申し出た場合に限る。)。

<u>(5)</u>·<u>(6)</u> (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(既にした育児休業から除かれる最初の 育児休業の期間)

第4条 育児休業法第2条第1項第1号の 条例で定める期間は、子の出生の日から 起算して57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 (略)

(1)~(5) (略)

(7) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例第 4 条 (第 5 号に係る部分に限る。)及び第 9 条 (第 6 号

(6) • (7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常 動職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該 任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の 翌日又は当該引き続き採用される日を 育児休業の期間の初日とする育児休業 をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第 9 条 (略)

(1)~(5) (略)

(7) (略)

に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

第1号報告

令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算 書報告の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、 令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関す る計画について、次のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計(水道用水供給事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

雷

淵

工事の施工に在い発生した状況の 変化への対応に 日時を要したこと などにより、やむ なる機能しを必要 とした。 田 翌年度繰越額 の購入限度額 に係る繰越しを要 するたな卸資産 0 0 田 1,015,899,199 1,143,667,734 1,015,329,736 魯 匨 К 447,011,400 447,011,400 447,011,400 医金 勘資 描保 損留 田 0 0 0 割 6 ψ 點 田 + 0 0 ᡌ 0 뮈 娯 餌 益 ₩ 6 Н 栱 田 0 0 0 唐 쌔 乨 田 0 0 0 徘 \pm ₩ H 田 447,011,400 447,011,400 447,011,400 廀 龆 # 凝 紭 繎 田 18,580,295,373 8,256,849,908 7,866,694,371 榝 魯 鱡 ₩ 4 ₩ 絥 20,170,974,507 額 田 9,719,760,507 9,329,035,507 4 盂 輝 予 改良事業 佑 卌 # 設 費 良 洒 建改 供給事業 的 出 水道用水 ₩ 鬏 資支

令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計(市町村域水道事業)予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

の購入限度額 翌年度繰越額 するたな卸資産 に係る繰越しを要 田 99,906,730 98,413,252 98,413,252 龆 匨 К 18,400,000 18,400,000 18,400,000 宝宝 益保勘資 損留 0 0 0 割 6 ψ 點 田 + ᡌ 23,400,000 23,400,000 23,400,000 뮈 娯 餌 益 卌 6 Н 栱 田 0 0 0 틝 쌞 심 田 0 0 0 俐 \pm ₩ H 田 41,800,000 41,800,000 41,800,000 廀 蹓 件 類 磔 紭 田 539,701,270 403,281,748 403,281,748 榝 魯 鱡 ₩ 4 ₩ 絥 蹈 田 681,408,000 543,495,000 543,495,000 4 盂 뺃 쒸 佑 改良事業 卌 # 設 費 民 西 建改 母 業 的 出 能水资支谱本 鬏

関係者との調整に日時を要したことにより、やむな〈繰越しを必要とした。

0

0

雷

淵

田

0

第2号報告

令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、 令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用 に関する計画について、次のとおり報告する。

令和 年 月 日提出

大阪広域水道企業団 企業長 永藤 英機

令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

田 0 0 0 割 6 ψ 記 坐 田 € 0 0 0 뗐 娯 俥 益 빠 6 Н 枡 田 0 0 0 貴 쌔 심 田 0 0 0 绀 丑 ₩ H 田 484,281,899 484,281,899 484,281,899 度 魯 件 赵 磶 繎 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 6,048,314,136 6,048,314,136 7,202,081,331 榝 魯 撇 ₩ 払 ₩ 鉄 韜 田 9,076,063,081 7,494,550,081 7,494,550,081 4 盂 陣 쒸 墙 改良事業 新 允 継 # 設 費 洒 民 建改 Щ 名 丑 業 ₩ 髹 資支

工事の施工に伴い発生した状況の 変化への対応に 日時を要したこと りなどにより、やむ なく繰越しを必要 とした。

961,954,046

484,281,899

0

961,954,046

484,281,899

雷

淵

不用額

田

田

田

勘資品金

祖 祖 年 0

1,389,699,851

484,281,899

翌 年 度 繰 越 額 に係る繰越しを要 するたな卸資産 の購入 限 度 額